

令和4年5月24日

令和4年5月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月24日(火) 午後1時30分～2時
- 2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室
- 3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔
- 4 出席農地利用最適化推進委員(6人)

第1地区	九鬼	実	第3地区	中野	勝之
第4地区	上田	昌彦	第5地区	行田	修
第6地区	谷山	正昭	第7地区	辻	清一
- 5 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

第2地区	中井	昇
------	----	---
- 6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	事務局次長	松下	伸弘
主査		奥田	真貴子		
- 7 議事録署名委員

13番	久保	睦子	14番	中野	稔
-----	----	----	-----	----	---
- 8 議事日程
 - (1) 一般事務に関する報告
 - (2) 議事録署名委員の指名
 - (3) 付議案件

議案第1号	茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市農業委員会規程
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

10 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和4年5月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は6名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、「議事録署名委員」の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号、13番、久保 睦子委員、並びに、議席番号、14番、中野 稔委員をご指名申し上げます。

議 長

次に、議案第1号、茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市農業委員会規程を議題といたします。

議 長

それでは、内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市農業委員会規程についてでございます。

本規程は、行政手続のオンライン化を進めるにあたり必要な事項等を定める茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が令和4年3月29日付けで施行されたことに伴い、農業委員会における当該条例の施行について必要な事項を定めるため、本規程を制定するものです。

制定内容としましては、農業委員会が所管する手続等に関する同条例の施行について、市長が所管する手続等の例による旨を定めるものです。

なお、本規程の適用対象となるのは、茨木市農業委員会の規程に定める手続等であります。

農業委員会では、農地法に基づく申請等の受付を行っておりますが、国の法律に基づく事務手続でありますことから、本規程の適用はございません。

国は、農地法に基づく申請等をオンラインで行えるようにしようと考えておりますが、現時点ではいつ頃から、どのような手続になるのかは未確定であります。説明は以上となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

矢頭委員。

矢頭委員

先ほどの説明の中で、条例を変えて条例を施行するにあたって、農業委員会規程に、それを情報を管理という形で、特にその、手続き的なものだけなのか。申請が終わったものをデジタル化する等、説明がピンと来ないのですが。

議 長

事務局、松下君。

事務局

現在、農業委員会は、申請の受付、承認書の発行等を窓口で紙ベースでやっているのですが、そういったものを今後はオンラインで出来るようにするということがあります。例えば申請書などをオンライン化しようと思えば、PDF化したデータを出していただくこととなりますが、そういう電磁的記録につきましても、今後は保管する必要があるということであれば、それも含めた今回の規程の整備でございます。

議 長
矢頭委員。

矢頭議員
それに伴って、農業委員会規程そのものの改正は考えておられないのですか。

議 長
事務局、松下君。

事務局
各々規程で定める事務をオンライン化しようとするれば、規程を改正する必要がある
ございます。
現在、農業委員会が策定している規程の中で、例えば農地利用最適化推進委員
選任に関する規程については、その規程で様式を定めています。
また、手続についても定めているのですが、もしそれをオンライン化すること
になりましたら、改めて規程を改正する必要があると考えています。
ただ、農業委員会の業務は法令に則って行なっており、国の法律が優先されま
すので、特に市の方で規程を作るといった予定はございません。

議 長
規程で様式を変更しなければならないということになれば、規程の変更をして
から公開するということです。

議 長
他にご意見等ございませんか。
質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する茨木市
農業委員会規程につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、5件。

以下、報告第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

先ず、来月の定例会でございますが、6月22日（水）、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

それでは、これをもちまして、令和4年5月定例会を閉会といたします。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月24日

茨木市農業委員会

議長

署名済み

署名委員

署名済み

署名委員

署名済み
